

高松市監査委員告示第7号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年3月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果報告に基づく措置通知

- 1 監査結果報告提出日 平成14年2月20日
- 2 措置通知日 平成15年6月20日
- 3 措置を講じた部局名 教育委員会文化部歴史資料館
- 4 措置内容(要旨)

(1) 意見を付された事項

施設利用者数が年々減少傾向にあるので、利用度の向上を図られたい。

(2) 措置された内容

ア 特別展等事業の開催が広く行き渡るように周知に努めた。

イ 歴史資料館ホームページの内容を充実した。

ウ ロビーに歴史・文化関係図書を集めた「歴史ものしり文庫」の設置をした。

エ 歴史資料館をPRするため、市内の文化施設・史跡等をイラスト等で分かりやすく紹介した「高松よろずマップ」を作成した。

第2 平成14年度包括外部監査結果報告に基づく措置通知

- 1 監査結果報告提出日 平成15年2月21日
- 2 措置通知日 平成16年2月25日
- 3 措置を講じた団体名 財団法人高松市スポーツ振興事業団
- 4 措置内容(要旨)

(1) 改善を要する事項

- ア 再委託契約の選定に当たっては、原則として2者以上から見積を徴取すべきもの
- イ 施設管理業務委託は、指名競争入札により業者選定すべきもの
- ウ 備品現在高等の管理を適正にすべきもの
- エ 備品の定期的な現物調査結果等は、市へ報告する旨を管理運営委託契約書で規定すべきもの
- オ 欠損金が生じたときは、繰越欠損金控除申告により、不要な税金の支出を避けるべきもの
- カ 自販機の販売手数料は、適正に受領すべきもの
- キ 使用券・使用回数券管理台帳の記載等を適正にすべきもの
- ク 領収書控と会計伝票の照合は、起票担当者以外の者で、適正にすべきもの

(2) 措置された内容

- ア 高松市の入札参加資格を有する者の中から業者を選定し、競争見積りによる契約事務を行った。
- イ 高松市の入札参加資格を有する者の中から業者を選定し、競争見積りによる契約事務を行った。
なお、現時点においては、随意契約にならざるを得ない状況であることから、会計規程の改正を検討している。
- ウ 備品台帳と現物の照合を各施設で実施し、備品シールが無い備品については、そのはり付けをした。
- エ 異動があった備品については、現在高調査報告として、各主管課へ報告した。
- オ 平成14年度分の確定申告において、平成15年5月30日に欠損

金を控除申告（繰越欠損金控除）した。

カ 販売手数料の料率を変更した商品について、料率を改めて徴収した。

キ 使用券および使用回数券の払出しが発生した場合は、受領者は、管理担当者に事実報告し、管理担当者は、報告に基づき、管理台帳と現物の照合を実施した。

ク 複数者による検査体制を確立するために、起票担当者による収入伝票の決裁時に証拠書類として領収書控を添付し、伝票検査担当者等が金額照合を行い、領収書控に確認印を押印した。